

(04) 試験問題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、2時間30分です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第1問から第20問まで)と記述式問題(第21問及び第22問)から成り、配点は、多肢択一式問題が50点満点、記述式問題が50点満点です。
- (4) ① **多肢択一式問題の解答**は、所定の答案用紙の解答欄の正解と思われるものの番号の枠内をマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法でマークしてください。解答欄へのマークは、各問につき1箇所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック製消しゴムで完全に消してから、マークし直してください。
② 答案用紙への記入に当たっては、**鉛筆(B又はHB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆を使用していない解答は、無効**とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)**を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び**上記ペン、万年筆又はボールペン以外の筆記具(鉛筆等)によって記入した解答は、その部分を無効**とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名の欄以外の箇所に特定の氏名等を記入したものは、無効とします。
また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の二重線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません)。
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。また、書き損じをしても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 受験携行品は、黒インクのペン、万年筆又はボールペン(ただし、インクが消せるものを除きます。)、インク(黒色)、三角定規(三角定規以外の定規の使用は不可。)、製図用コンパス、三角スケール、分度器、鉛筆(B又はHB)、プラスチック製消しゴム、電卓(予備を含めて、2台までとします。)及びそろばんに限ります。
なお、下記の電卓は、使用することができません。
 - ① プログラム機能があるもの
次に示すようなキーのあるものは、プログラム機能等を有していますので、使用することができません。
〈プログラム関連キー〉

RUN	EXE	PRO	PROG
COMP	ENTER		
P1	P2	P3	P4
PF1	PF2	PF3	PF4
 - ② プリント機能があるもの
 - ③ アルファベットやカナ文字を入力することができるもの
 - ④ 電池式以外のもの
- (10) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (11) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (12) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 制限行為能力者に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

イ 時効の期間満了前6か月以内の間に成年被後見人に成年後見人がない場合には、その成年被後見人が行為能力者となった時又は成年後見人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その成年被後見人に対して、時効は完成しない。

ウ 被保佐人が第三者のために保証人となる場合には、保佐人の同意を得る必要はない。

エ 本人以外の者の請求により保佐開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

オ 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始の審判を取り消さなければならない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第2問 意思表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AがBと通謀してAの所有する甲土地をBに売却したように仮装し、AからBへの所有権の移転の登記がされた。その後、Bから甲土地を買い受けたCが、AB間の売却が仮装のものであることについて善意であった場合には、Cは、BからCへの甲土地の所有権の移転の登記がされていなくても、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができる。

イ AがBと通謀してAの所有する甲土地をBに売却したように仮装し、AからBへの所有権の移転の登記がされた。その後、Bが死亡し、AB間の売却が仮装のものであることについて善意のCがBを単独で相続した場合には、Cは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができる。

ウ AがBと通謀してAの所有する甲土地をBに売却したように仮装し、AからBへの所有権の移転の登記がされた。その後、甲土地が、Bから、AB間の売却が仮装のものであることについて善意のCに売却され、さらにCから、AB間の売却が仮装のものであることについて悪意のDに売却された場合には、Dは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができない。

エ AがBの詐欺により甲土地をBに売却した後、Bは、詐欺の事実について善意であるが、そのことについて過失があるCに甲土地を売却した。その後、Aが詐欺を理由としてAB間の売買の意思表示を取り消した場合には、Cは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができない。

オ AがBの強迫により甲土地をBに売却した後、Bは、強迫の事実について善意で、そのことについて過失がないCに甲土地を売却した。その後、Aが強迫を理由としてAB間の売買の意思表示を取り消した場合には、Cは、Aに対して甲土地の所有権の取得を対抗することができる。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第3問 Aについて相続が開始し、その親族が妻B及び子Cのみである場合の相続に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア BがAを強迫してAに相続に関する遺言をさせ、その後、Aについて相続が開始したときは、Bは、Aの相続人となることができない。

イ Bが自己のために相続の開始があったことを知った時から法定の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかった場合には、Bは、単純承認をしたものとみなされる。

ウ B及びCが相続人となる場合には、Bのみが単独で、限定承認をすることができる。

エ Bが相続の放棄をした場合には、Bは、Aの相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされる。

オ Cが相続の放棄をした場合には、それがBの強迫によるものであっても、Cは、強迫を理由として相続の放棄を取り消すことができない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第4問 登記記録等の保存期間に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地に関する閉鎖された登記記録の保存期間は、閉鎖した日から30年間である。

イ 法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から30年間である。

ウ 閉鎖された各階平面図の保存期間は、閉鎖した日から30年間である。

エ 筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載され、又は記録された情報の保存期間は、対象土地の所在地を管轄する登記所が当該筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から30年間である。

オ 土地の表題部所有者の持分の更正の登記の申請を書面を提出する方法により行った場合における申請書の保存期間は、受付の日から30年間である。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第5問 次の対話は、登記識別情報に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

教授： まず、登記識別情報の通知について考えてみましょう。成年後見人が、いずれも成年被後見人が所有権の登記名義人である甲土地と乙土地について、成年被後見人の法定代理人として合筆の登記を申請し、その登記が完了したときは、登記識別情報は誰に対して通知されますか。

学生：ア 登記識別情報は、成年後見人に対して通知されます。

教授： いずれもA及びBが所有権の登記名義人である甲土地と乙土地について、A及びBが合筆の登記を申請し、その登記が完了したときは、登記識別情報はどのように通知されますか。

学生：イ 登記官は、A又はBのいずれか一方に登記識別情報を通知すれば足ります。

教授： 次に、登記識別情報に関する証明について考えてみましょう。土地家屋調査士が本人を代理して登記識別情報に関する証明を請求する場合には、代理人の権限を証する情報を提供しなければなりませんか。

学生：ウ はい。代理人の権限を証する情報を提供しなければなりません。

教授： それでは、登記識別情報に関する証明の請求は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができますか。

学生：エ はい。電子情報処理組織を使用する方法により行うことができます。

教授： 最後に、官庁又は公署が登記識別情報の通知を受けるべき者である場合には、登記識別情報は通知されますか。

学生：オ いいえ。当該官庁又は公署があらかじめ登記識別情報の通知を希望する旨の申出をした場合を除き、登記識別情報を通知することを要しないものとされています。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第6問 地目に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 石油タンクの敷地の地目を宅地とすることはできない。

イ 別の土地にある湧出口から温泉を引き込んだ源泉かけ流しの温泉宿の敷地の地目は、鉱泉地とする。

ウ 河川管理施設である防水のために築造された堤防の天端の部分が一般交通の用に供する道路として利用されている場合には、当該堤防の占める土地の地目は、堤とする。

エ 村落の間にある通水路が占める土地の地目は、井溝とする。

オ 公衆の遊樂のために供する一筆の土地内にテニスコートが設置されている場合には、当該土地の地目を公園とすることはできない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第7問 土地の表題部の変更又は更正の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地の地積が誤って登記されていることを知った当該土地の所有権の登記名義人は、地積が誤っていることを知った日から1か月以内に、地積に関する更正の登記を申請しなければならない。

イ 甲土地の地積に関する更正の登記を申請する場合において、登記所に備え付けられた甲土地の地積測量図に記載された地積と更正後の地積の差が公差の範囲内であるときは、地積測量図の提供を省略することができる。

ウ 甲土地の表題登記の申請に際して提供された地積測量図の求積計算が誤っていたために誤った地積により表題登記がされたときは、甲土地の表題部所有者は、地積測量図の訂正の申出によって甲土地の登記記録の地積を訂正することができる。

エ 雑種地として登記されている土地を宅地の用途に変更した場合には、当該土地の所有権の登記名義人は、当該用途に変更があった日から1か月以内に、地目に関する変更の登記を申請しなければならない。

オ 登記記録の地積が30歩から99平方メートルに換算して書き替えられている土地の地目を宅地に変更する登記を申請する場合には、当該換算による1平方メートルの100分の1までの結果を地積とすることができる。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第8問 土地の分筆の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 抵当権の登記がある土地について分筆の登記を申請する場合において、当該抵当権の登記名義人が作成した当該抵当権を分筆後の一方の土地について消滅させることを承諾したことを証する情報を記載した書面を提出するときは、当該書面に添付する当該抵当権の登記名義人の印鑑に関する証明書は、作成後3か月以内のものでなければならない。

イ 買戻しの特約の登記がされている甲土地から乙土地を分筆する登記をする場合には、当該買戻し特約の買戻し期間が経過していたとしても、登記官は、乙土地の登記記録の権利部の相当区に、甲土地の登記記録から当該買戻しの特約の登記を転写しなければならない。

ウ 一棟の建物に属する区分建物が甲建物及び乙建物であり、甲建物及び乙建物に丙土地の賃借権を敷地権とする登記がされている場合において、丙土地の所有権の登記名義人が丙土地の分筆の登記を申請するときは、甲建物及び乙建物の所有権の登記名義人の承諾を証する情報を提供しなければならない。

エ 根抵当権設定の仮登記がある土地について分筆の登記がされたときは、登記官は、新たに共同担保目録を作成しなければならない。

オ 土地の所有権の登記名義人がA及びBであり、Aが死亡してその相続人がC及びDである場合において、当該土地の一部が別地目となったときは、Dは、単独で、当該土地の一部地目変更分筆登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第9問 所有権の登記名義人が同一である隣接する甲土地と乙土地の合筆の登記(以下「本件合筆の登記」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、他の合筆の登記の制限事由は考慮しないものとする。

ア 乙土地が第三者に使用貸借されているとしても、本件合筆の登記を申請することができる。

イ いずれも同一の区分建物の敷地権である旨の登記がされている甲土地及び乙土地について、本件合筆の登記を申請することはできない。

ウ 乙土地にのみ抵当権の設定の登記がある場合であっても、当該抵当権の登記名義人が作成した当該抵当権を消滅させることを承諾したことを証する情報を提供して、本件合筆の登記を申請することができる。

エ 甲土地及び乙土地の所在する字(地番区域でないものを含む。)が同一であっても、甲土地及び乙土地が同一の地図又は地図に準ずる図面に記録されていないときは、本件合筆の登記を申請することはできない。

オ 甲土地及び乙土地に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに登記原因及びその日付がいずれも同一の内容である抵当権の設定の登記がされているが、甲土地にのみ抵当権の順位の変更の登記がされている場合には、本件合筆の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第10問 建物の認定に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 園芸用の温床施設は、鉄材で骨組みされて地面に固着し、屋根及び周壁が強固なガラスで築造された建造物であっても、建物として登記することはできない。

イ 円柱状の形をした大型の給水タンクは、建物として登記することはできない。

ウ 土地の上に鉄骨柱の土台を置いて基礎とし、この上に組立式で容易に移動可能な事務所を設置した場合には、当該事務所は、建物として登記することができる。

エ 高架鉄道の線路敷地の高架下を屋根として利用し、外気を分断する周壁を築造して高架下と一体化させた店舗は、建物として登記することができる。

オ 海底からの脚柱によって支えられた永久的な構築物である栈橋の上に建築された屋根及び周壁を有する水族館は、建物として登記することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第11問 建物の所在又は家屋番号に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 区分建物である甲建物に区分建物でない附属建物があるときは、甲建物の表題部の附属建物の表示欄の構造欄に附属建物の所在が記録される。

イ 区分建物の属する一棟の建物に共用部分である2階ベランダ部分を増築したことにより一棟の建物が隣接する土地にまたがった場合には、当該隣接する土地の地番を当該一棟の建物の所在欄に加える旨の当該区分建物の表題部の変更の登記を申請することはできない。

ウ 4番の土地及び6番の土地にまたがる建物は、当該建物の所在する床面積の多い部分が6番の土地に所在するときであっても、当該建物の所在欄には「4番地、6番地」と記録される。

エ 土地の合筆の登記により建物の所在地番が変更した場合には、家屋番号の変更の登記を併せて申請しなければならない。

オ 表題登記がある建物がえい行移転により甲登記所の管轄区域から乙登記所の管轄区域に移動した場合には、当該建物の不動産所在事項に関する変更の登記の申請は、甲登記所又は乙登記所のいずれにもすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第12問 建物の床面積に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 建物の出窓の高さが1.5メートル未満であっても、出窓の下部が床面と同一の高さであれば、床面積に算入する。

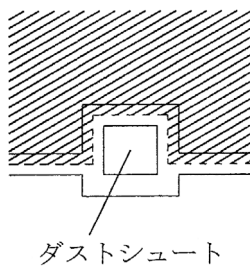
イ 建物の屋上にある建物内部との出入口としてのみ使用される階段室であっても、外気分断性がある場合には、床面積に算入する。

ウ 建物に附属する屋根及び手すりの付いている屋外の階段は、床面積に算入しない。

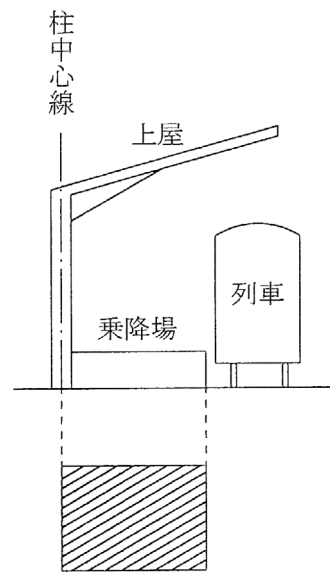
エ 次の〔図1〕のとおり、建物の内部にあるダストシュートの一部が外部にまたがっている場合には、斜線部分のみを床面積に算入する。

オ 次の〔図2〕のとおり、停車場の上屋を有する乗降場がある場合には、その乗降場の床面積は、斜線部分の面積により計算する。

〔図1〕



〔図2〕



- 1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第13問 建物の表題登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 区分建物でない建物の表題登記を申請する場合には、建物の名称を申請情報の内容とすることはできない。

イ Aが所有する土地上に建物が新築された場合において、当該建物の所有者であるBが当該建物の表題登記を申請するときは、Bは、当該土地の借地権を有していることを証する情報を提供しなければならない。

ウ 共用部分である旨の登記がある建物について、共用部分である旨を定めた規約を廃止したときは、当該規約の廃止後に当該建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から1か月以内に、当該建物の表題登記を申請しなければならない。

エ 新築した区分建物でない建物をA及びBが共有する場合には、Aは、単独で、A及びBを表題部所有者とする当該建物の表題登記を申請することができる。

オ Aが区分建物である甲建物を新築した後、AがBに甲建物を売却した場合には、甲建物の表題登記の申請は、A及びBが共同してしなければならない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第14問 附属建物に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 区分建物でない乙建物を敷地権付き区分建物である甲建物の附属建物とする建物の合併の登記を申請することはできない。

イ 主である建物とその附属建物がいずれも同一の一棟の建物に属する敷地権のある区分建物である場合には、登記記録の表題部には、当該主である建物に係る敷地権と当該附属建物に係る敷地権を区別して記録しなければならない。

ウ 同一の土地にいずれも区分建物であって、それぞれ別の一棟の建物に属する甲建物と乙建物がある場合において、甲建物を主である建物、乙建物を附属建物とする表題登記を申請するときは、乙建物が属する一棟の建物の所在地番を申請情報の内容とすることを要しない。

エ 甲建物とその附属建物である乙建物が同一の土地にある場合において、甲建物を取り壊して、当該土地に同じ床面積の丙建物を新築したときは、甲建物の登記記録の主である建物の表示を丙建物の表示に変更する建物の表題部の変更の登記を申請することはできない。

オ 主である建物とその附属建物が同時に取り壊された場合において、建物の滅失の登記をするときは、その登記原因及び日付は「年月日主である建物取壊し、年月日附属建物取壊し」と記録される。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第15問 合体後の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記の抹消(以下「合体による登記等」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 表題登記のみがある甲建物と所有権の登記がある乙建物が合体して一個の建物となった後に、表題部所有者の更正の登記により甲建物の表題部所有者となった者は、当該登記から1か月以内に、合体による登記等を申請しなければならない。

イ A及びBが共有する表題登記がない甲建物と、C及びDが表題部所有者である表題登記のみがある乙建物と、E及びFが所有権の登記名義人である所有権の登記がある丙建物が合体して1個の建物となった場合には、Aは、単独で、合体による登記等を申請することができる。

ウ 一棟の建物にいずれも所有権の登記がある区分建物である甲建物及び乙建物が属する場合において、甲建物及び乙建物の隔壁を除去して1個の区分建物でない建物としたときは、甲建物及び乙建物の所有権の登記名義人は、合体による登記等を申請することはできない。

エ 表題登記がない甲建物と所有権の登記がある乙建物が合体して一個の建物となった場合における合体による登記等の申請と表題登記がない甲建物の所有者を合体後の建物の登記名義人とする所有権の登記の申請は、併せてすることを要しない。

オ いずれも表題登記がない甲建物及び乙建物が合体して一個の建物となった場合において、当該建物について表題登記をするときは、登記原因及びその日付は「年月日合体」と記録される。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第16問 乙建物を甲建物の附属建物とする建物の合併の登記(以下「本件合併の登記」という。)に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、他の合併の登記の制限事由は考慮しないものとする。

ア 甲建物及び乙建物の所有権の登記名義人であるAが死亡した場合には、Aの相続人であるBは、甲建物及び乙建物について相続による所有権の移転の登記をした後でなければ、本件合併の登記を申請することができない。

イ 甲建物及び乙建物がそれぞれ異なる登記所の管轄に属する場合であっても、本件合併の登記を申請することができる。

ウ 乙建物の種類に変更が生じている場合には、当該変更に係る建物の表題部の変更の登記及び本件合併の登記の申請は、一の申請情報によってすることができる。

エ いずれも同一の一棟の建物に属する区分建物であり、共用部分である旨の登記がされている甲建物及び乙建物について、本件合併の登記を申請することはできない。

オ 住居表示の実施により甲建物及び乙建物の所有権の登記名義人であるAの住所に変更があったときは、Aは、住所の変更の登記をすることなく、住居表示の実施を証する情報を提供して、本件合併の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第17問 区分建物の登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア いずれも表題登記がある区分建物でない甲建物及び乙建物が増築工事により相互に接続して区分建物となった場合における甲建物及び乙建物についての表題部の変更の登記の申請は、一括してしなければならない。

イ 区分建物の所有権の登記名義人Aが当該区分建物について当該区分建物が属する一棟の建物の床面積の変更の登記を申請する場合には、併せて当該一棟の建物に属する他の区分建物についての一棟の建物の床面積の変更の登記を申請しなければならない。

ウ 区分建物が属する一棟の建物が新築された場合において、当該区分建物が敷地権付き区分建物でないときは、当該区分建物の表題登記の申請は、当該一棟の建物に属する他の区分建物についての表題登記の申請と併せてすることを要しない。

エ 表題登記がある区分建物でない建物に接続して区分建物が新築された場合には、当該区分建物についての表題登記の申請は、当該区分建物でない建物についての表題部の変更の登記の申請と併せてしなければならない。

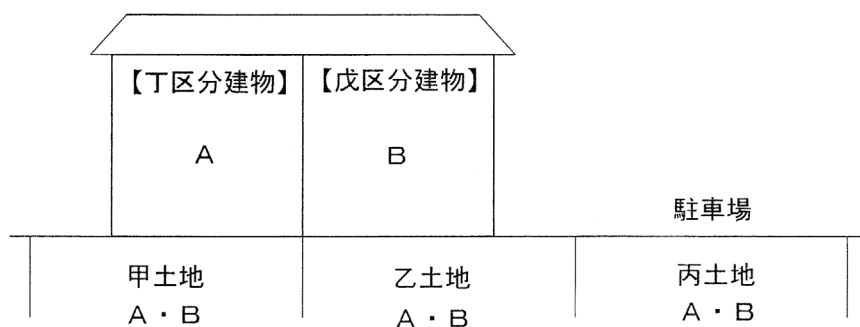
オ 区分建物をAが新築した後にAが死亡した場合には、Aの唯一の相続人であるBは、当該区分建物を相続した日から1か月以内に、当該区分建物についての表題登記を申請しなければならない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第18問 次の〔図〕のとおり、甲土地及び乙土地の上に一棟の建物に属する丁区分建物及び戊区分建物が存在し、丙土地はA及びBの駐車場として使用されている。甲土地、乙土地及び丙土地の所有権の登記名義人はA及びBであり、Aは丁区分建物の、Bは戊区分建物の新築時の所有者(丁区分建物及び戊区分建物に表題登記がない場合)又は表題部所有者(丁区分建物及び戊区分建物に表題登記がある場合)である。この場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、問題文に明記されている場合を除き、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができる旨を定めた規約(以下「分離処分可能規約」という。)はないものとする。

〔図〕



- ア Aは、甲土地及び乙土地のAの共有持分権を敷地権として、表題登記がない丁区分建物について表題登記を申請することはできない。
- イ 丙土地が規約により表題登記がある戊区分建物の敷地とされた場合には、Bは、丙土地が敷地となった日から1か月以内に、丙土地について有する登記された敷地利用権を敷地権として表示する戊区分建物の表題部の変更の登記を申請しなければならない。
- ウ Aは、丙土地を丁区分建物の敷地とすることについてAのみが賛成した旨が記載された集会の議事録を申請書に添付することにより、丙土地のAの共有持分権を敷地権として、丁区分建物の表題登記を申請することができる。
- エ 丁区分建物及び戊区分建物の表題部に甲土地及び乙土地に係る敷地権が登記されている場合には、Aは、丁区分建物についてのみ甲土地及び乙土地の敷地利用権との分離処分可能規約を設定したことを証する情報を提供して、丁区分建物についてのみ甲土地及び乙土地に係る敷地権の登記を抹消する表題部の変更の登記を申請することができる。

オ 甲土地のAの共有持分権に丁区分建物の敷地権である旨の登記がされている場合において、当該敷地権である旨の登記がされた後の売買を原因とする当該共有持分権の移転の登記をしようとするときは、その前提として、当該共有持分権に係る敷地権の登記を抹消する丁区分建物の表題部の変更の登記をすることを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第19問 筆界特定に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 筆界特定の申請人は、筆界特定の申請後、遅滞なく、筆界特定の申請をした旨を関係人に自ら通知しなければならない。

イ 既に筆界特定がされている土地の筆界について更に筆界特定の申請がされた場合には、既にされた筆界特定の内容に明白かつ重大な誤りがあったとしても、筆界特定登記官は、当該申請を却下しなければならない。

ウ 対象土地の所有権の登記名義人は、筆界特定の申請人でない場合であっても、筆界特定の手続における測量に要する費用の概算額の一部を予納しなければならない。

エ 筆界特定の申請は、申請の趣旨を明らかにしてしなければならない。

オ 甲土地及び乙土地を対象土地とする筆界特定の申請と甲土地及び丙土地を対象土地とする筆界特定の申請は、一の筆界特定申請情報によってすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第20問 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人に関する次のアからオまでの記述のうち、
誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 土地家屋調査士は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式により事件簿を調製し、その閉鎖後7年間保存しなければならない。

イ 土地家屋調査士会は、所属の会員に対し土地家屋調査士法の規定により注意勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

ウ 土地家屋調査士法人は、社員が2名以上いる場合には、社員のうち土地家屋調査士法人を代表すべきものを定款で定めなければならない。

エ 土地家屋調査士法人の社員は、総社員の同意があるときであっても、自己又は第三者のためにその土地家屋調査士法人の業務の範囲に属する業務を行ってはならない。

オ 従たる事務所を設置する土地家屋調査士法人は、その従たる事務所に、当該事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会の会員である社員を常駐させなければならない。

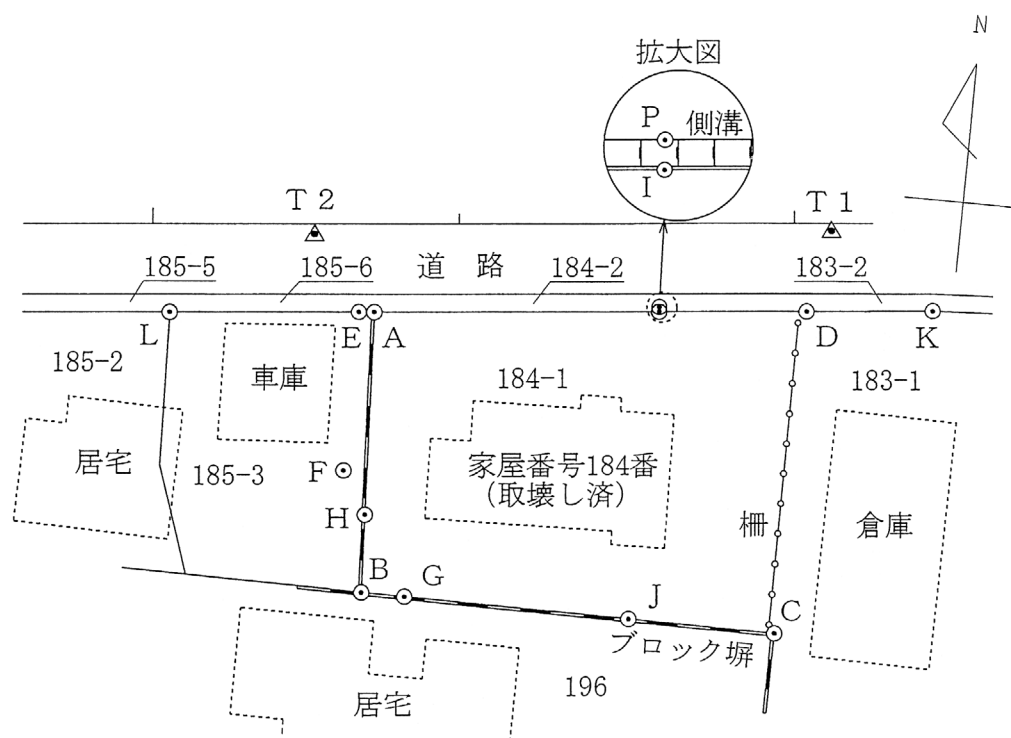
1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第21問 土地家屋調査士法務太郎は、次の〔調査図素図〕に示すA市B字八幡184番1(以下「本件土地」という。)の所有者である春野朝子から、筆界の調査に関する相談を受け、【土地家屋調査士法務太郎による聴取結果の概要】のとおり事情を聴取するとともに、本件土地について必要となる表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】のとおり必要な調査及び測量を行った上、令和4年10月14日、必要となる表示に関する登記の申請を行った。

以上に基づき、次の問1から問5までに答えなさい。

なお、以下では、A市B字八幡183番1の土地、同185番2の土地、同185番3の土地又は同196番の土地をそれぞれ「183番1の土地」、「185番2の土地」、「185番3の土地」又は「196番の土地」という。

〔調査図素図〕 令和4年7月作成



- (注) 1 I点は、E点とD点を結ぶ直線上にある。
 2 J点は、B点とC点を結ぶ直線上にある。
 3 本件土地と183番1の土地及び185番3の土地との筆界は、春野朝子からの相談時において明らかでない。
 4 以下に記載された点名は、〔調査図素図〕上の点を指す。

問1 【土地家屋調査士法務太郎による聴取結果の概要】及び【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】から、I点及びJ点の座標値を求め、別紙第21問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 土地家屋調査士法務太郎は、春野朝子から、【土地家屋調査士法務太郎による聴取結果の概要】の7に関して、「仮に、本件土地と185番3の土地の筆界が明らかでない場合には、筆界特定制度を利用できると聞きましたが、筆界特定とはどのようなものですか。」との質問を受けた。

次の文は、土地家屋調査士法務太郎が行った筆界特定に関する説明である。

(ア)から(エ)までに入る文言を、別紙第21問答案用紙の第2欄の該当欄に記載しなさい。

筆界特定とは、(ア)がある一筆の土地及びこれに(イ)する他の土地について、不動産登記法の定めるところにより、筆界の現地における(ウ)を特定すること(その(ウ)を特定することができないときは、その(ウ)の(エ)を特定すること)をいう。

問3 別紙第21問答案用紙の第3欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士法務太郎が申請した本件土地に関する登記の申請書を完成させなさい。ただし、必要な土地の表示に関する登記が複数ある場合は、一の申請情報により申請するものとする。また、地積は、測量の結果である座標値を用いて座標法により求積するものとし、その求積値と登記記録の地積の差が公差の範囲内であるときは、地積に関する表示の登記の申請は行わないこととする。

問4 別紙第21問答案用紙の第4欄を用いて、問3の登記申請書に添付する地積測量図を完成させなさい。

問5 土地家屋調査士法務太郎は、高橋優子の兄である高橋良夫(以下「良夫」という。)から、良夫が所有権の登記名義人である二筆の土地について合筆の登記の申請手続の代理についての依頼を受けたが、良夫が当該登記の申請情報と併せて提供すべき登記識別情報を失念していたため、良夫と面談を行い、運転免許証の提示を受けた上で、登記官に本人確認情報を提供することとした。

次の文は、この場合における本人確認情報の作成に関する留意点である。(①)から(⑤)までに入る文言((①)から(③)までは順不同)を、別紙第21問答案用紙の第5欄の該当欄に記載しなさい。

なお、土地家屋調査士法務太郎と良夫は、当該依頼を受けるまで面識がなかったものとする。

本人確認情報は、土地家屋調査士法務太郎が良夫と面談した(①)、(②)及び(③)を明らかにしなければならない。

また、土地家屋調査士法務太郎と良夫は面識がないことから、(④)を有する(⑤)であることを確認するために、良夫から提示を受けた書類の内容及び良夫が(④)を有する(⑤)であると認めた理由を明らかにしなければならない。

- (注) 1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法に作成されているものとする。
- 2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。
- 3 座標値は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。
- 4 地積測量図は、250分の1の縮尺により作成すること。また、地積測量図に記載する測量の結果を用いて求めた筆界点間の距離は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。
- 5 地積測量図には、各筆界点の座標値、平面直角座標系の番号又は記号、地積及びその求積方法並びに測量年月日は、記載することを要しない。
- 6 A市基準点の各点は、地積測量図にその地点を明示して点名を付して記載すること。ただし、座標値を記載することを要しない。
- 7 本件土地を分筆する場合の分筆後の地番は、分筆後の土地のうち最も東側の土地を184番1とし、その余の土地については新地番を184番3からとして東側から順に付番すること。
- 8 別紙第21問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

【土地家屋調査士法務太郎による聴取結果の概要】

- 1 A市C台206番地3に住所を有する春野朝子は、本件土地を所有している。
- 2 高橋優子は、183番1の土地を所有している。
- 3 夏野涼は、185番3の土地を所有していたが、同人は令和2年に死亡し、同人の子であり唯一の相続人である夏野悠人が185番3の土地の所有権を相続により取得した。また、夏野悠人は、185番3の土地に存在する車庫並びに185番2の土地及び185番3の土地にまたがって存在する居宅を所有している。
- 4 春野朝子は、令和4年6月、本件土地を月極駐車場として利用するため、本件土地に存在し、自身が所有する家屋番号184番の建物を取り壊した。
- 5 その後、高橋優子は、春野朝子に対し、本件土地のうち東側の部分(C、D、I、J及びCの各点を順次直線で結んだ範囲の部分。以下「東側部分」という。)を倉庫の敷地として使用したいとの申出をした。そこで、春野朝子は、高橋優子に対し、東側部分を売却することとした。
- 6 本件土地の西側には、平成18年に夏野涼が設置したブロック塀が、本件土地の南側には196番の土地の所有者が設置したブロック塀が存在する。
- 7 春野朝子及び夏野悠人は、A点とB点を結んだ直線(以下「AB線」という。)が本件土地と185番3の土地の筆界であると認識していた。ところが、**【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】**のとおり、本件土地と185番3の土地の筆界は、E、F及びGの各点を順次直線で結んだ線であることが判明した。春野朝子及び夏野悠人は、今後もAB線を境界線として本件土地と185番3の土地を利用することを希望しており、これを実現するために①本件土地と185番3の土地の所有権界がAB線となるように本件土地の一部と185番3の土地の一部を交換した。
- 8 春野朝子は、必要な立会い等を行った上で、令和4年9月17日、本件土地上の柵を撤去し、I点とJ点を結んだ直線上にブロック塀を設置して、②高橋優子に東側部分を売却した。高橋優子は、同日から、東側部分を、183番1の土地に存する倉庫のための敷地として利用している。
- 9 春野朝子は、令和4年10月5日から、A、B、J、I及びAの各点を順次直線で結んだ範囲の部分を、月極駐車場として利用している。
- 10 春野朝子は、本件土地について、前記①及び②の下線部に基づく所有権の移転の登記をする前提として必要となる登記その他の不動産登記法上必要となる表示に関する登記をすることを希望している。

【土地家屋調査士法務太郎による調査及び測量の結果の概要】

1 資料に関する調査の結果

(1) 登記記録の調査結果(現在事項)

ア 本件土地の登記記録

(表題部)

所 在 A市B字八幡

地 番 184 番 1

地 目 宅地

地 積 584.75 m²

(権利部)

甲 区 A市C台 206 番地 3 春野朝子

乙 区 (登記事項なし)

イ 183 番 1 の土地の登記記録

(表題部)

所 在 A市B字八幡

地 番 183 番 1

地 目 宅地

地 積 815.33 m²

(権利部)

甲 区 A市B 183 番地 高橋優子

乙 区 (登記事項なし)

ウ 185 番 3 の土地の登記記録

(表題部)

所 在 A市B字八幡

地 番 185 番 3

地 目 宅地

地 積 271.07 m²

(権利部)

甲 区 A市B 185 番地 2 夏野悠人

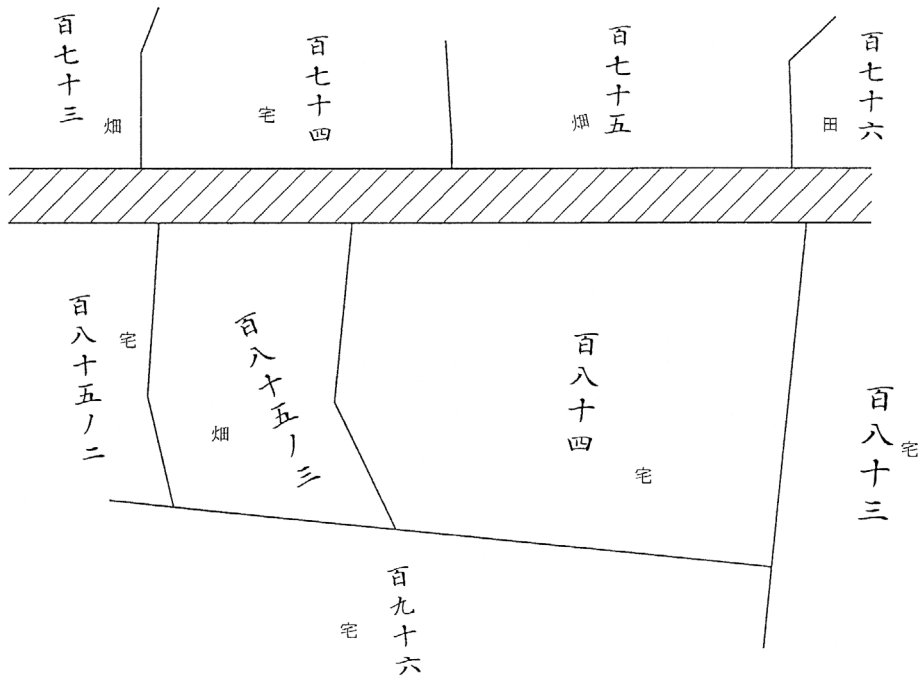
乙 区 (登記事項なし)

(2) 地図等に関する調査結果

本件土地の地域には、不動産登記法第14条第1項の地図は備え付けられておらず、同条第4項の地図に準ずる図面が備え付けられている。次の〔旧土地台帳附属地図〕は、本件土地の旧土地台帳附属地図の内容であり、次の〔地図に準ずる図面〕は、電子化された現在の地図に準ずる図面の内容である。

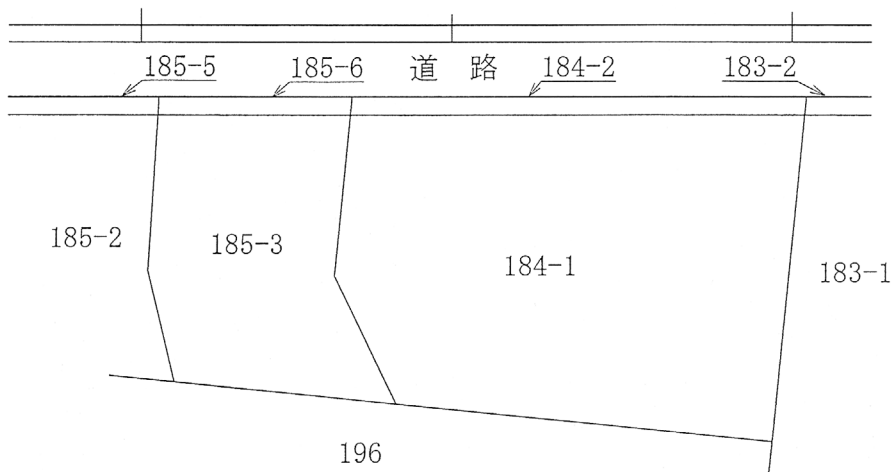
また、本件土地の地域は、不動産登記規則第10条第2項第2号の村落地域に属する。

〔旧土地台帳附属地図〕



(注) 斜線部分は赤く着色されている。

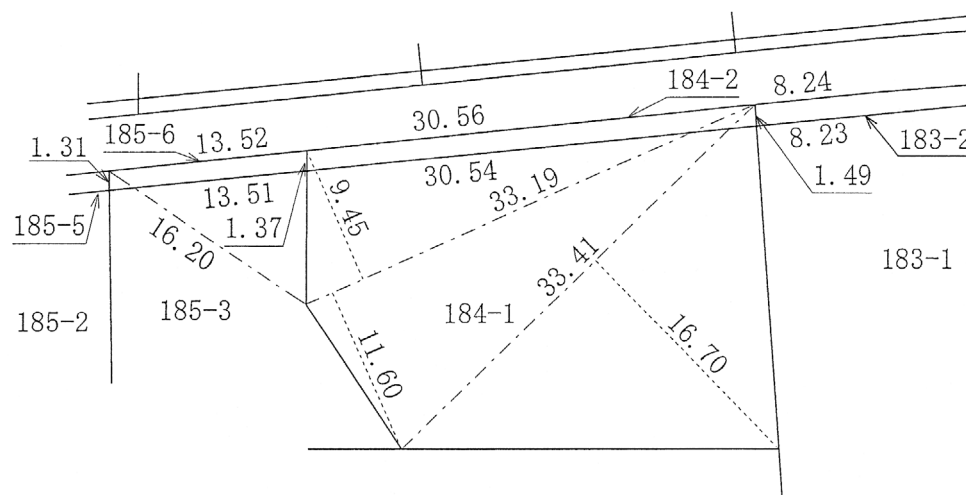
〔地図に準ずる図面〕



(3) 本件土地に係る図面等の調査結果

本件土地及び185番3の土地については、昭和46年の地積更正の登記の申請書に添付された地積測量図が備え付けられている。また、本件土地の周辺土地であるA市B字八幡183番2、同184番2及び同185番6の各土地については、平成16年の分筆の登記の申請書に添付された地積測量図が備え付けられている。次の〔法務太郎の地積測量図合成図の抜粋〕は、これらの地積測量図中、不要な部分を除いた上で、これらに記載された辺長をまとめたものである。

〔法務太郎の地積測量図合成図の抜粋〕



(4) A市道路管理課における道路境界調査の結果

A市道路管理課において道路境界の調査を行った結果、平成16年に狭あい道路拡幅事業に基づいて、道路境界を確定した用地実測図が備え付けられており、その辺長は、前記(3)の地積測量図と一致していることが判明した。

(5) 地積測定の公差

精度区分	甲1	甲2	甲3	乙1	乙2	乙3
584.75 m ²	0.96 m ²	2.39 m ²	4.79 m ²	7.17 m ²	14.36 m ²	28.73 m ²

2 本件土地の利用状況、境界標の状況並びに立会い及び測量の結果

(1) 本件土地の利用状況

本件土地の利用状況は【土地家屋調査士法務太郎による聴取結果の概要】のとおりである。

(2) 境界標の状況に関する調査

C点には金属標が、D点にはコンクリート杭が設置されている。

(3) 立会い等

ア A市道路管理課職員と現地にて立会いした結果、道路の境界点がL点、E点、A点、D点及びK点であることが確認された。また、今回の現地の測量結果とA市備付けの用地実測図及び地積測量図とが一致していることも確認した。

イ 土地家屋調査士法務太郎による測量及び各種調査資料等の検証により、本件土地と185番3の土地の筆界はE、F及びGの各点を順次結んだ直線である可能性が高いことが判明し、現地を探索したところ、E点、F点、G点からコンクリート杭が発見された。

ウ 春野朝子及び夏野悠人は、今後もAB線を本件土地と185番3の土地の境界線とすることを希望したため、A点及びB点到金属標を設置することとし、AB線とF点とG点を結ぶ直線との交点となるH点には境界標を設置する必要がないことを確認した。また、196番の土地との筆界は、B、G及びCの各点を順次直線で結んだ線であることを、196番の土地の所有権の登記名義人と立会確認した。

エ 土地家屋調査士法務太郎による測量及び各種調査資料等の検証により、本件土地と183番1の土地の筆界はC点とD点を結ぶ直線であることが確認され、春野朝子及び高橋優子の認識とも一致した。

オ 春野朝子が高橋優子に対して本件土地のうち売却する部分は、次のとおり決められた。

(ア) 春野朝子及び高橋優子は、A点とD点を結ぶ直線の北側にある側溝の北側部分に、本件土地を売却する部分を決めるための基準となる点を決め、P点としてペンキで印を付けた。

(イ) B点とC点を結ぶ直線と、P点上を通り当該直線に直交する直線の交点をJ点とする。

(ウ) P点とJ点を結ぶ直線とE点とD点を結ぶ直線の交点をI点とする。

(エ) 本件土地を売却する部分(東側部分)は、C、D、I、J及びCの各点を順次直線で結んだ範囲の土地とする。

カ 土地家屋調査士法務太郎は、春野朝子と高橋優子の承諾を得た上で、I点到コンクリート杭を設置し、J点には金属標を設置した。

(4) 測量の結果

A市基準点であるT1点及びT2点並びに関連する基準点の点検測量を行った結果、許容誤差内であることを確認した。そこで、次の〔A市基準点成果表〕の値をもって測量を行い、次の〔測量によって得られた観測値〕及び〔測量によって得られた座標値〕のとおり、観測値及び筆界点等の座標値を得た。

ア [A市基準点成果表]

点名	X座標(m)	Y座標(m)
T 1	306.89	305.35
T 2	303.64	272.19

イ [測量によって得られた観測値]

器械点	後視点	測点	観測角	水平距離
T 1	T 2	T 2	0° 00′ 00″	—
T 1	T 2	P	338° 29′ 30″	13.74 m

(注) 1 観測角は、時計回りの角度を示す。

2 北は、X軸の正方向に一致する。

ウ [測量によって得られた座標値]

点名	X座標(m)	Y座標(m)
A	298.21	273.89
B	279.30	274.90
C	279.30	303.07
D	301.13	303.07
E	298.09	272.68
F	289.14	272.74
G	279.30	279.15
H	286.41	274.52
K	301.99	311.25
L	296.75	259.24

第22問 和田令子は、A市B町一丁目5番3の土地(以下「本件土地」という。)及び本件土地にある家屋番号5番3の建物(以下「本件建物」という。)の所有者である。和田令子は、次の〔調査図〕のとおり、本件建物の主である建物(以下単に「主である建物」という。)と符号1として登記されている附属建物(以下「本件附属建物」という。)の間を増築するなどの工事を行った結果、主である建物と本件附属建物は接続して一体として利用できる状態となった(以下、当該工事によって増築した部分を「本件増築部分」という。)。

また、和田令子は、本件土地の上の本件建物に近接する位置に車庫(以下「本件車庫」という。)を新築した。

土地家屋調査士民事花子は、【**事実関係**】のとおり、和田令子から表示に関する登記についての相談を受けて事情を聴取し、必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記に必要な調査及び測量の依頼を受け、現地の測量及び【**登記記録**】のとおり登記記録等を調査した上、令和4年10月17日に必要となる表示に関する登記の申請を行った。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 別紙第22問答案用紙の第1欄の空欄を埋めて、土地家屋調査士民事花子が申請した本件建物及び本件車庫に関する登記の申請書を完成させなさい。

問2 土地家屋調査士民事花子は、和田令子から、本件車庫の新築工事の前に、「仮に、和田令子が代表取締役を務める株式会社中山時計店が本件車庫を新築し、所有者となった場合には、本件車庫はどのように登記されることになりますか。」との質問を受けた。

次の文は、上記質問を受けて、土地家屋調査士民事花子が和田令子に対して行った説明である。(ア)から(エ)までに入る文言を別紙第22問答案用紙の第2欄の該当欄に記載しなさい。

不動産登記事務取扱手続準則第78条第1項は、建物の個数の基準について、(ア)として利用される状態にある数棟の建物は、(イ)に反しない限り、(ウ)として取り扱うことを規定しています。しかし、それぞれの建物の(エ)が異なる場合は、(ウ)として登記することはできないため、本件車庫は、本件建物とは別に表題登記をすることになります。

問3 土地家屋調査士民事花子は、和田令子から、本件建物の増築工事の前に、「仮に、和田令子の子である和田裕太が、主である建物と本件附属建物の間を自己の費用で増築する工事を行い、主である建物と本件附属建物が接続して一体として利用

できる状態となった場合には、本件増築部分の所有権は誰が取得しますか。」との質問を受けた。

次の文は、この質問に係る民法の条文である。(①)から(④)までに入る文言を別紙第 22 問答案用紙の第 3 欄の該当欄に記載しなさい。

民法第 242 条

不動産の(①)は、その不動産に(②)として(③)した物の所有権を取得する。ただし、(④)によってその物を附属させた他人の権利を妨げない。

問 4 別紙第 22 問答案用紙の第 4 欄を用いて、問 1 の登記申請書に添付する建物図面及び各階平面図(ただし、主である建物の 1 階については記載することを要しない。)を完成させなさい。

(注) 1 本問における行為は全て適法に行われており、法律上必要な書類は全て適法に作成されているものとする。

2 登記の申請は、書面申請の方法によってするものとする。

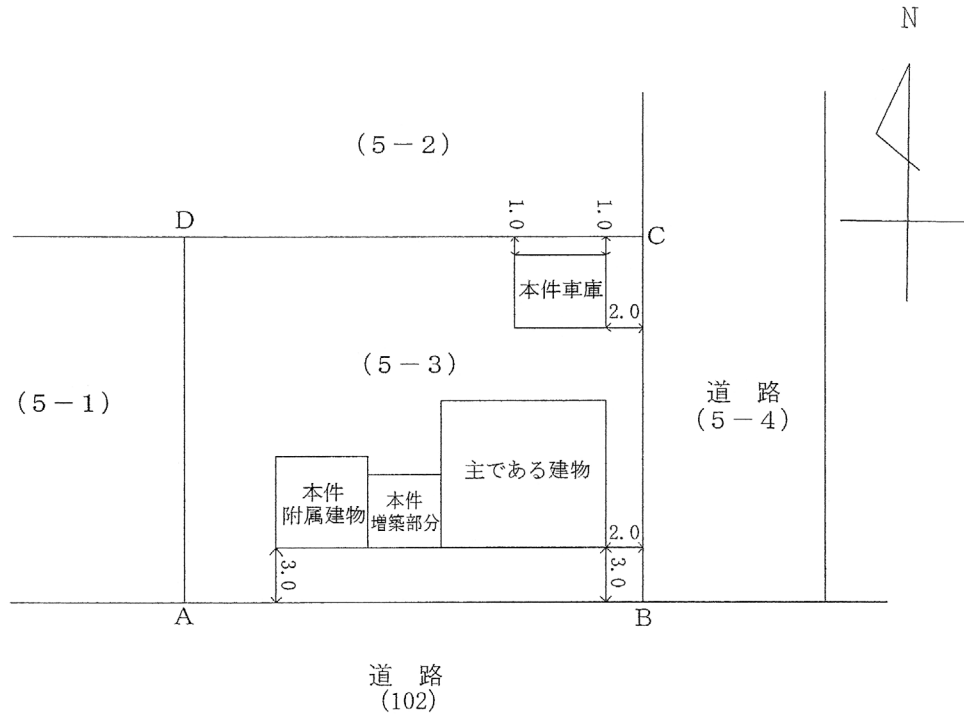
3 建物図面は 500 分の 1 の縮尺により、各階平面図は 250 分の 1 の縮尺により、それぞれ作成すること。

4 各階平面図に記載する距離は、小数点以下第 2 位までを記載し、建物図面に記載する距離は、小数点以下第 1 位までを記載すること。なお、各階平面図については、主である建物の 1 階の記載(平面の形状及び求積表についての記載)は要しない。ただし、1 階以外の階層を表示する場合における 1 階の位置の表示を省略することはできない。

5 別紙第 22 問答案用紙の各欄に記載する文字は字画を明確にし、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することを要しない。

[調査図]

図1〔建物概略図〕

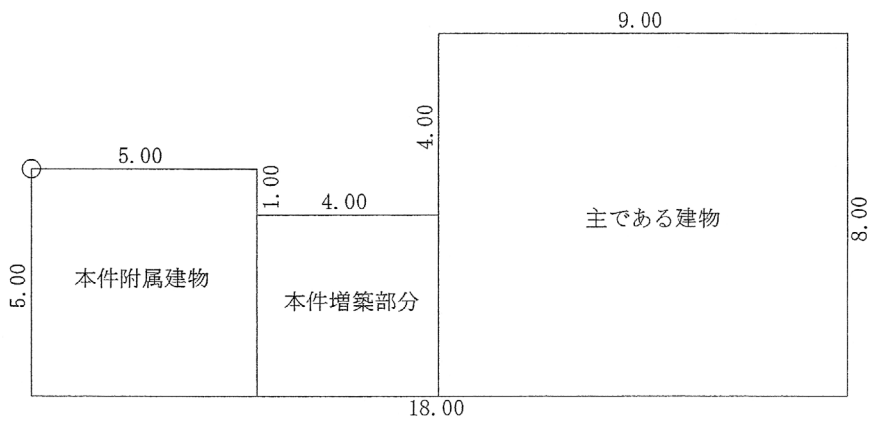


[座標値一覧表]

点名	X座標(m)	Y座標(m)
A	50.00	50.00
B	50.00	78.00
C	70.00	80.00
D	70.00	50.00

図2〔各階平面見取図1〕(本件増築工事後の本件建物)

1階



2階

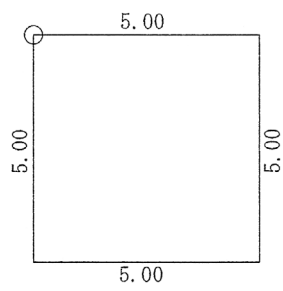


図3〔各階平面見取図2〕(本件車庫)

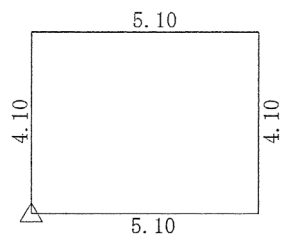
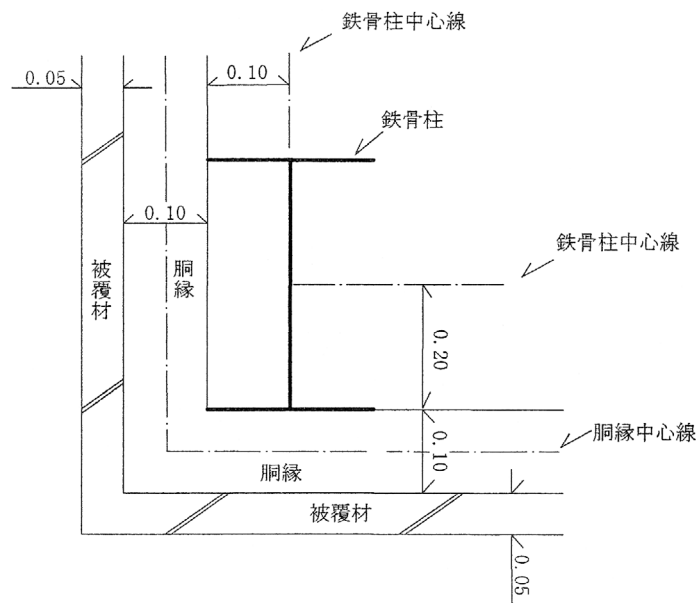


図4〔本件車庫の△部分の構造図〕



- (注) 1 距離の単位はメートルである。
- 2 図1〔建物概略図〕中、()内の数字は、土地の地番であり、本件土地の筆界点の座標値は、〔座標値一覧表〕のとおりである。
- 3 北は、X軸の正方向に一致する。
- 4 図1〔建物概略図〕中の本件土地の筆界から建物までの距離は、全て建物の外壁までの距離である。
- 5 図2〔各階平面見取図1〕は、増築工事後の本件建物の各階平面見取図であり、図3〔各階平面見取図2〕は、新築した本件車庫の各階平面見取図である。
- 6 図2〔各階平面見取図1〕中の○印は、各階の重なる部分を示す。
- 7 本件増築部分の柱は木造であり、両面が被覆されている。なお、壁の厚さは全ての部分で0.15メートルであり、図2〔各階平面見取図1〕中の距離は、柱の中心からのものである。
- 8 図3〔各階平面見取図2〕中の距離は、洞縁の中心からのものであり、洞縁の厚さは全て0.10メートルである。
- 9 図4〔本件車庫の△部分の構造図〕は、図3〔各階平面見取図2〕の本件車庫の△部分の構造等を示している。鉄骨柱の外側は洞縁と被覆材により被覆されている。
- 10 各建物の天井までの高さは、全て2.5メートル以上である。
- 11 各建物の各隅部は、全て直角である。

【事実関係】

- 1 和田令子は、A市B町一丁目5番3号に住所を有しており、本件土地及び本件建物を所有している。本件建物のうち主である建物は通信販売業の事務所として、本件附属建物は通信販売業の倉庫として、それぞれ利用されていた。
- 2 和田令子は、乙川建設株式会社に対し、主である建物及び本件附属建物の全部の改装と、主である建物と本件附属建物との部分を増築して接続する工事(以下「本件増築工事」という。)を依頼した。本件増築工事は、令和4年9月30日に完了し、本件建物は和田令子に引き渡された。本件増築工事の結果、前記図1〔建物概略図〕及び図2〔各階平面見取図1〕記載の本件増築部分が増築されるとともに、主である建物と本件附属建物の相互の壁が取り払われ、両建物は接続して一体として利用できる状態となった。なお、本件増築部分の構成材料は、主である建物の1階部分と同様であり、屋根はスレートぶきである。本件建物は、令和4年9月30日以降、和田令子及びその家族の居宅として利用されている。
- 3 また、和田令子は、乙川建設株式会社に対し、本件増築工事の依頼と併せて、本件土地上に本件車庫を新築する工事(以下「本件新築工事」という。)を依頼した。本件新築工事は、令和4年9月30日に完了し、本件車庫は和田令子に引き渡された。本件車庫の位置関係は、前記図1〔建物概略図〕記載のとおりである。なお、本件車庫の構造は、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建である。本件車庫は、令和4年9月30日以降、和田令子及びその家族によって利用されている。
- 4 和田令子は、令和4年9月30日、本件増築工事及び本件新築工事の材料費及び施工費等を乙川建設株式会社に支払い、これらの工事完了に伴う表示に関する登記に必要な書類を受領した。
- 5 和田令子は、本件増築工事後の本件建物と新築した本件車庫を、同一の登記記録に登録することを希望している。

【登記記録】

表題部(主である建物の表示)		調製	省略	不動産番号	省略
所在図番号	余白				
所在	A市B町一丁目5番地3			余白	
家屋番号	5番3			余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所	木造スレートぶき平家建	72.00		平成18年9月3日新築 〔平成18年9月13日〕	
表題部(附属建物の表示)					
符号	① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	倉庫	木造スレートぶき2階建	1階 25.00 2階 25.00		〔平成18年9月13日〕
権利部(甲区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号		権利者その他の事項	
1	所有権保存	平成18年10月3日 第2809号		所有者 A市B町一丁目5番3号 和田 令子	

〔記入例〕

受験地 東京
 受験番号 36
 氏名 民事二子

左の者が受験者の場合の記入例は、
 下記のとおりとなります。

【多肢択一式答案用紙】

受験地		受験番号				氏名	
東京		千の位	百の位	十の位	一の位	民事 二子	
十の位	一の位			3	6	(この欄記入不要)	
0	1					試験区分 ● ②	
●	①	①	①	①	①		
	●	②	②	②	②		
	②	③	③	③	③		
	③	④	④	④	④		
	④	⑤	⑤	⑤	⑤		
	⑤	⑥	⑥	⑥	⑥		
	⑥	⑦	⑦	⑦	⑦		
	⑦	⑧	⑧	⑧	⑧		
	⑧	⑨	⑨	⑨	⑨		
	⑨						

受験地コード番号表

01	02	03	04	05	06	07	08	09
東京	大阪	名古屋	広島	福岡	那覇	仙台	札幌	高松

【記述式答案用紙】

受験地
東京
受験番号
36
氏名
民事 二子